

助産所 休止・廃止・再開 届出書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市保健所長

開設者 住 所
 氏 名
 生年月日 昭和・平成 年 月 日生
 電話番号 () -
 続 柄
 (法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名)

下記のとおり、助産所を休止・廃止・再開しましたので届出します。
 記

1. 開設者の住所及び氏名	郵便番号	()		
	住 所	都道 府県	郡市 区	
	フリガナ			
	氏 名			
2. 助産所の名称	電話番号			
	フリガナ			
3. 開設の場所	郵便番号	()		
	場 所	都道 府県	郡市 区	
	電話番号	() -	F A X	() -
4. 廃止年月日	平成	年	月	日
5. 再開年月日	平成	年	月	日
6. 休止期間	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日
7. 理由				

保健所受付印

様式 7

【添付書類】

1. 廃止する場合で許可を受けて開設していたときは 開設許可書
2. 助産所構造設備使用許可書
- ※ 紛失等で添付できない場合は、理由書が必要
3. 休止、廃止又は再開の日から 10 日を超過したときは、遅延理由書

《手続き等》

○医療法第8条の2第1項

助産所の開設者は、正当の理由がないのに、助産所を1年を超えて休止してはならない。ただし、第8条の規定による届出をして開設した助産所の開設者については、この限りでない。

○医療法第8条の2第2項

助産所の開設者が、その助産所を休止したときは、10日以内に、大阪府知事に届け出なければならない。休止した助産所を再開したときも、同様とする。

○医療法第9条第1項

助産所の開設者が、その助産所を廃止したときは、10日以内に、大阪府知事に届け出なければならない。

○医療法第9条第2項

助産所の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者は、10日以内に、その旨を大阪府知事に届け出なければならない。